

平成26年度第5回草津市協働のまちづくり推進本部会議議事概要

■日時：平成27年2月27日（金）9時50分～11時00分

■場所：市役所 庁議室

■出席者：市長、副市長、教育長、総合政策部長、危機管理監、総合政策部理事（経営改革・草津未来研究所担当）、総務部長（兼法令遵守監）、まちづくり協働部長、まちづくり協働部理事（拠点施設整備担当）、環境経済部長、環境経済部理事（廃棄物担当）、健康福祉部長、健康福祉部理事（社会福祉・健康増進担当）、都市計画部長、都市計画部理事（景観・交通政策担当）、都市計画部理事（都市再生担当）、建設部長、上下水道部長、教育部長、教育部理事（学校教育担当）、議会事務局長

■審議案件

（1）草津市協働のまちづくり推進計画（案）のパブリックコメントの実施結果について
【まちづくり協働課から資料に基づき説明】

1月15日から2月16日までパブリックコメントを実施し、2人から7件の意見があった。意見の要旨および市の考え方について審議いただきたい。

【主な質疑・意見】

・語尾を訂正していただきたい。

質問No.2、3「いきたいと考えております」→「いきます」

質問No.5「努めていきます」→「努めます」

質問No.6「検討していきます」→「検討します」

→修正する。

・質問No.1の市の考え方について、民主的な組織であるから、市が認め、補助金を交付しているという流れの回答にしたらどうか。また、文中「行政と共に…考えています。」を言い切りにしたらどうか。

→修正する。

【審議結果】

審議了とする。

（2）（仮称）地域まちづくりセンターの機能について

【まちづくり協働課から資料に基づき説明】

市民センター・公民館を（仮称）地域まちづくりセンター（以下「地域まちセン」という。）として、平成29年度より指定管理者制度を導入していくにあたり、センターの機能について審議いただきたい。

【主な質疑・意見】

・草津市役所出張所設置条例施行規則中、市民センターの業務として、「指定ごみ袋の引換および販売」が規定されている。しかし、地域まちセンではその業務が引継がれず、委託に切り替わるのであれば理由を整理していただきたい。

→ごみ減量推進課と協議する。

・諸証明の発行について、平成28年10月からコンビニエンスストアでの交付となるが、全学区にコンビニはあるのか。

→山田学区にはない。国において、郵便局や農協に導入できるか検討されている。

・貸館事業の運営方法について、市で基準を決めるのか、若しくは指定管理者に任せるのか。

→生涯学習課と協議して進めていく。

・他市は、施設機能に福祉の分野が小出しされている。草津市はどのようにするのか。

→外だしにはしない。

・生涯学習においては、地域が自主的に行う部分と行政が行う部分が難しくなっている。

→生涯学習課と協議をし、切り分けていく。

・公民館条例はなくなるが、社会教育法に準じた生涯学習機能は残していくので、予算取りも含めて補助執行で行いたく協議を進めてほしい。

【審議結果】

生涯学習課とごみ減量推進課と協議を進めていくことを条件に、審議了とする。

(3) 協働推進員について

【まちづくり協働課から資料に基づき説明】

昨年の本部会議で、位置づけを明確にするべきであるとの意見をいただいた。内容を整理したので審議いただきたい。なお、本制度は平成27年4月から施行したいと考えている。

【主な質疑・意見】

・協働事業例のうち「地域防災計画」を「地区防災計画」に修正してほしい。

→修正する。

・協働推進員設置要綱はあるのか

→現在は作成していない。設置について本会議で承認をいただいた後作成していく。

また、まち協連合会に説明していく。

- ・通常の業務で実施していることである。あえて協働推進員という位置づけをする理由は。
→市の窓口が部長、課長など、統一されていなかった。窓口を設けることにより、地域も取り組みをしやすくなる。
- ・協働推進員のイメージ図がわかりにくい。
→修正する。
- ・地域からの相談をまちづくり協働部で受けて交通整理をしてほしい。その後、総括副部長に繋いでほしい。
→承知した。
- ・受けた相談記録は残すのか。
→まちづくり協働部で整理をし、お示しする。

【審議結果】

審議了とする。

このページのお問合せ

草津市まちづくり協働部 まちづくり協働課 市民活動推進グループ

電話 077-561-2337 FAX 077-561-2482

メール machi@city.kusatsu.lg.jp